

4高保体第1022号
令和5年3月24日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長様

高知県教育委員会事務局
保健体育課長

新型コロナウイルス感染症における県立学校の学校教育活動の取扱いの目安及び
部活動の考え方並びに自宅待機要請者の判断基準について（令和5年3月24日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和5年3月17日付け4高保体第998号にて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下、衛生管理マニュアルとする。）が改訂されたことをお知らせしたところです。

今回の改訂に伴い、令和4年11月25日付け4高保体第761号「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安並びに部活動の考え方（令和4年11月25日改訂）」は廃止とし、別添（写し）のとおり県立学校に通知しました。

つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【担当】

高知県教育委員会事務局保健体育課
学校保健担当 廣田、池本
TEL 088-821-4928
FAX 088-821-4849

写

4高保体第1022号
令和5年3月24日

各県立学校長様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症における県立学校の学校教育活動の取扱いの目安及び部活動の考え方並びに自宅待機要請者の判断基準について（令和5年3月24日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和5年3月17日付け4高保体第998号にて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下、衛生管理マニュアルとする。）が改訂されたことをお知らせしたところです。

今回の改訂に伴い、令和4年11月25日付け4高保体第761号「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安並びに部活動の考え方（令和4年11月25日改訂）」は、廃止とします。

つきましては、下記について留意し、学校における感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

- 各学校の教育活動については、衛生管理マニュアルに基づき実施すること。
- 特に、各教科等における「感染のリスクが比較的高い学習活動」（P.46～）及び部活動（P.49～）の実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるよう留意すること。
- 各学校の感染状況によっては県教育委員会とも協議のうえ、学校教育活動や部活動等を実施すること。
（別紙1参照）
- 衛生管理マニュアルにおいて、「濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と一定の接触があった者は、出席停止等の措置をとること（P.41～）」が示されていることから、引き続き学校内での自宅待機要請者を特定すること。
なお、自宅待機要請者とする判断基準については、マスクの着用に限らず、身体的距離（1m程度）の確保や換気の実施の有無等を基準とするよう変更する。（別紙2参照）

【担当】

高等學校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)
保健体育課
(部活動関係) 山岡、田邊 (TEL:088-821-4900)
(感染症対策関係) 廣田、池本 (TEL:088-821-4928)

【分類番号 05-04-0009】

新型コロナウイルス感染症における県立学校の学校教育活動の取扱いの目安

衛生管理マニュアルの改訂（2023.4.1 Ver.9）により、感染レベルに応じた感染予防対策の表記が削除され、各地域の感染状況に応じて柔軟に対応することが求められています。このことから、各学校で行う教育活動については、学校内の感染状況（学級閉鎖及び学年閉鎖等）を踏まえ、状況によっては県教育委員会とも協議のうえ、実施してください。

なお、臨時休業の判断基準については以下のとおりです。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を検討する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、設置者で必要と判断した場合

※ただし、例えば、同一の学級において、複数人の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合には、学級閉鎖を行う必要はない。

【学年閉鎖及び学校全体の臨時休業】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、感染が広がっている可能性が高い場合には学年閉鎖を検討する。
- 複数の学年を閉鎖し、かつ、感染が広がっている可能性が高い場合には学校全体の臨時休業を検討する。

感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者に出席停止の措置をとる場合の対応（令和5年3月24日時点）

学校内での感染拡大防止及び学校教育活動の維持を図るため、**学校が感染者に聞き取り(★2)をして感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者[★1]のリストを作成**し、生徒については**高知県教育委員会に提出・協議の上、出席停止の措置**を、教職員については学校長の判断により出勤を控える措置を取ります。（以下、★1を自宅待機要請者とします。）

- ・**自宅待機要請者**の出席停止期間は、濃厚接触者と同じ**5日間**とする。

登校を控えている間に体調不良が見られた場合は、検査協力医療機関を受診するようお願いする。ただし、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行時には、重症化リスクが低い者（中学生及び高校生含む）は、自身で購入した薬事承認された抗原定性検査キットで自己検査を実施し、その結果、陽性となった者は陽性者フォローアップセンターへ登録するようお願いする。また、症状が重い等、受診を希望する場合は速やかに医療機関を受診するよう説明する。

（令和4年11月25日付け4高保体第759号「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ同時流行時の外来受診・療養の流れについて」参照）

- ・ICT端末等を活用したオンライン学習を含め学習活動の継続ができるような対応を行う。

【待機期間の数え方】



参考:高知県庁ホームページ(健康政策部健康対策課)より

★1 マスクを着用していないことを基本とした自宅待機要請者とする判断基準

（学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和4年8月改訂版））

（感染者の感染可能期間（検査2日前または発症2日前～）に、学校で感染者と接触があった者のうち）

- ①感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で会話を交わした者）
- ②感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する生徒等）
- ③大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する生徒等）
- ④その他、感染対策（換気、密集の回避等）が不十分な環境で感染者と接触した者等
※飲食の際に児童生徒等の間で会話をすることも可能ですが、飛沫に直接触れない程度に距離をとる（1メートル以上）等の感染対策を講じていたかを確認し、感染リスクを判断していただくようお願いします。

※本人がマスクを着用していた場合、自宅待機要請者には当たらない。

★2 感染者や自宅待機要請者への聞き取り、連絡事項

※自校の学校関係者のみに限定して聞き取りを行う。

(1) 感染者への聞き取り事項

①症状はあるか。あるなら、いつ症状が出たか。いつ検査をしたか。

*発症日が検査日よりも前の場合には、その時点から2日前の行動を聞き取ります。

②検査2日前（検査日が日曜日なら金曜日、土曜日）または発症2日前から、会話や運動を共にした人（自宅待機要請者）がいないか。いた場合、誰なのか。

会話をしていた場合

会話中の座席（対面や横並び、円陣等）はどうか、人との距離はどうか

運動をしていた場合

会話をしたか、人との距離（ポジション等）はどうか、運動をしていた環境（屋内あるいは屋外）はどうか、休憩中や運動前後の更衣室および部室での過ごし方

③②で名前が挙がった者に確認するために、感染していることを伝えてよいか。

*保護者に確認する。③で確認する以外に、感染していることを口外しないことを伝える。

(2) 自宅待機要請者への聞き取り事項

※(1)③で感染者の氏名を伝えることの了承を得られた場合

○▲▲（生徒の実名）さんと共に、△月△日（感染者の検査日または発症日から2日前）から、会話や運動をしたか。そのとき、マスクを着用していたか。（※本人がマスクを着用していた場合、自宅待機要請者には当たらない）

※(1)③で感染者の氏名を伝えることの了承が得られなかつた場合

○感染者となった生徒の名前は伝えずに、△月△日（感染者の検査日または発症日から2日前）～今日（聞き取りを行っている日）までの間に、会話や運動を共にした人がいないか。いた場合、誰なのか。そのとき、マスクを着用していたか。（※本人がマスクを着用していた場合、自宅待機要請者には当たらない）

(3) 自宅待機要請者である生徒の保護者への連絡の仕方

○校内で新型コロナウィルス感染症の感染者が出て、○○さんが感染しているリスクが高いと考えられる。

○そのため、△月△日～△日までの5日間（【待機期間の数え方】参照）は、学校内での感染拡大防止のため、出席停止となる。欠席扱いとはならない。

*5日間の待機期間は、保健所が濃厚接触者と判断した者に適用される待機期間です。

○2日目以降に薬事承認された抗原定性検査キットを自費で購入し、2日間連続で陰性を確認した場合、2回目の陰性を確認した時点から登校可能である。

○いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染対策は継続すること。（学校では、部活動や校外での教育活動、大会等には参加できない。）

○登校を控えている間、体調不良等が見られた場合は、検査協力医療機関（高知県のホームページに一覧が掲載されている）に、必ず事前予約（その際には感染者とマスク無しの接触があり、体調不良があることを伝える）をしてから、病院受診をする。

○登校を控えている間に、体調不良等が見られた場合や病院受診、検査を行う場合は、必ず学校に連絡をする。

○出席停止期間中は、学校や部活動の友人等とは会うことは控える。